主 文

原判決を破棄する。 本件を八幡浜簡易裁判所に差戻す。

理 由

本件控訴の趣意は、記録に編綴してある高松高等検察庁検察官島岡寛三提出にかかる八幡浜区検察庁検察官事務取扱検事岡田照志作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであり、これに対する答弁は、記録に編綴してある弁護人清家栄作成名義の答弁書に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

検察官の所論は要するに、原判決が告訴人Aの告訴権を否定して本件公訴を棄却したことは、不法に公訴を棄却したものであるから、破棄を免れないというのである。

そこで記録を調査すると、原判決は、「被告人が昭和四三年五月一四日と同年七月一五日の二回にわたりA所有のブロツク塀を損壊した」との公訴事実について、証拠調の結果、右損壊されたブロツク塀はAの所有ではなくB外二名の共有に属するものと認定した上、器物損壊罪の告訴権者は当該物件の所有者と解すべきであるからAには告訴権がなく、本件については所有者たるB外二名の告訴がないので、公訴提起の手続が不適法であるとし、公訴棄却の言渡をしたことが明らかである。

そこで以上の事実関係のもとにおいて、Aが本件ブロツク塀の損壊につき告訴権 を有するか否かについて判断する。

(要旨)元来器物損壊罪の保護法益は、財物の交換価値及び利用価値に存するのであるから、当該物件の所有者が同く/要旨〉罪の被害者として告訴権を有することは勿論であるけれども、同罪の被害者、即ち告訴権者を所有者だけに限定して解することは必ずしも当を得たものではない。けだし、所有者以外の者であつても、たとは賃借人等の如く適法な占有権原に基づいて当該物件を占有使用している者は、れを使用収益することによつて、当該物件の利用価値、即ち効用を享受しているものであるから、右のような用益権者が適法に享受する利益もまた所有権者のそれとのであるからなるべきであり、刑法上ことさらこれを保護の対象から除外するとしていることからみても思いてある。

そして本件の場合、Aは本件土地家屋やブロック塀の所有者の妻として、正当な権原に基き右物件を占有使用し、本件ブロック塀によつて他人の侵入を防止し、境界を明白にし、平穏な家庭生活を維持するという効用を適法に享受している者でり、殊にその占有使用は、単なる契約による賃貸借や恩恵的な使用貸借に基くものではなく、妻が所有者たる夫に代つてその留守宅を管理するという高度の占有権原で基くものであり、社会通念上所有権者自体の占有使用と等質の内容を有するものとある。従つて、同人の享受する使用利益は、所有権者のそれに比肩すべきものである。従つて、同人の享受する使用利益に比し、刑法上より厚い保護に価あるから、単なる契約による賃借人等の使用利益に比し、刑法上より厚い保護に価するものといわねばならない。

そうだとすると、Aは本件ブロツク塀を損壊されたことにより、その物の効用を 適法に享受する利益を害された者として同罪の被害者に該当し、同罪につき告訴権 を有する者というべきである。

してみると、本件公訴については被害者Aの適法な告訴が存するにもかかわら

ず、同人には告訴権がないと判断して本件公訴を棄却した原判決は、不法に公訴を棄却した違法が存するものといわねばならず、到底破棄を免れない。論旨は理由がある。

よつて刑訴法三九七条一項、三七八条二項により原判決を破棄し、同法三九八条により本件を八幡浜簡易裁判所に差戻すこととして、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 呉屋愛永 裁判官 三木光一 裁判官 奥村正策)